

福島県動物愛護管理推進計画（改定案）に関する県民意見
（72者、延べ282件）への回答

大分類	小分類	件数	意見	回答
ボランティアについて	連携不足	11件	動物愛護ボランティアとの連携が不足している。他自治体における動物愛護ボランティアとの連携事例や動物愛護ボランティアの取り組みを参考にしたい。	本県の課題である犬猫の引取り数及び殺処分数の削減を進めるには、関係機関や動物愛護ボランティア等との連携を深める必要があると考えております。このため、他自治体の取り組みを調査の上、連携のあり方を検討してまいります。
	役割不明	7件	動物愛護推進ボランティアと動物愛護推進員の役割がわからない。	県と連携して活動する動物愛護推進ボランティア、動物愛護推進員の役割については、他自治体での役割区分を調査検討の上、明確にしております。
	支援助成	8件	動物愛護ボランティアが継続的に活動できるように、支援をして欲しい。	県と連携して活動する動物愛護ボランティアへの支援について、他自治体の支援状況を調査の上、必要な支援を検討してまいります。
	ミルクボランティア	5件	新しい飼い主への譲渡を進めるため、離乳前子猫を育てるミルクやボランティア制度を導入してほしい。	他自治体の取り組みを参考に、ミルクボランティア制度の導入について検討してまいります。
	施策への参画	3件	動物愛護ボランティアの意見を施策に反映させたい。	福島県動物愛護推進懇談会の意見を踏まえ、検討してまいります。
	譲渡会	1件	動物愛護ボランティアが飼養管理している犬猫の譲渡を進めるため、行政が主催する譲渡会に参加させて欲しい。	福島県動物愛護センターでは、感染症対策や新しい飼い主への譲渡を適切に進めるため、現在は譲渡会を開催しておりません。
	地域猫活動の進め方	1件	15ページ、「連携と協働の推進」において挙げられている「地域猫活動に取り組む住民との連携」の本文にある「目的の啓発など」を「地域住民に対する活動について支援」に改めてほしい。	行政や動物愛護ボランティアの活動には限りがあり、地域猫活動の主体となることはできません。住民主体の活動を根付かせるためには、目的の理解が不可欠です。このため、原案のとおりとします。なお、県では、動物愛護センターにおいて、地域猫活動のモデル地域を対象に技術的な支援を行うこととしています。
	動物ふれあい訪問活動	1件	14ページ、「動物ふれあい訪問活動の支援」とはどのようなものか。動物の負担にならないか。	動物ふれあい訪問活動は、飼い主と動物のペアが小学校等の施設を訪問し、動物とのふれあいの機会を提供する活動です。あらかじめ動物の性格を見極め、ふれあい活動中の動物の様子を注意深く観察することで、動物の負荷（ストレス）を適切に管理できることから、ふれあい活動の手法についてお伝えしています。
	詳細の記載	1件	ボランティアの活動内容や人数を明記してほしい。	動物愛護ボランティアの詳細につきましては、他自治体の状況を調査検討の上、整理してまいります。
	協議会	1件	「動物愛護推進協議会」と「動物	動物愛護推進協議会は、動物

	との違い		愛護ボランティア」の違いが判らない。	の愛護及び管理に関し関係者による協議を行う場で、動物愛護ボランティアは、本県の課題解決に必要な協力をいただく方々のことです。
	福島県動物愛護ボランティア会とは	1件	「福島県動物愛護ボランティア会」と他の民間団体の違いが判らない。「福島県動物愛護ボランティア会」とは何か。	福島県動物愛護ボランティア会は、県が実施する飼い犬のしつけ方教室や小学校への獣医師派遣事業に御協力いただいている各地区（県北・県中・県南・会津・相双地区）の動物愛護ボランティア会（任意団体）を構成員とする連合会（任意団体）です。
	譲渡推進	1件	「収容能力の制限」による殺処分を減らすため、動物愛護ボランティアと連携して生存の機会を確保してほしい。	所有者への返還や新しい飼い主への譲渡をさらに進めるため、他自治体の状況を調査検討の上、動物愛護ボランティアとの連携について、検討してまいります。
	周知育成	1件	動物愛護ボランティアの参加方法がわからない。大きな課題である猫問題に対応できる動物愛護ボランティアを育成してほしい。	本県の課題解決に必要なボランティアの参加方法や育成につきましては、他自治体の状況を調査検討の上、定めてまいります。
動物愛護推進員について	選定について	17件	動物愛護推進員は、動物の愛護及び管理について意見を持つ様々な立場の人を委嘱してほしい。 地域猫活動やTNRを行っている人を選んでほしい。	動物愛護推進員の選定につきましては、他自治体の状況を調査検討の上、本県の課題解決に必要な方を委嘱できるよう制度を定めてまいります。
	委嘱すべき	1件	施策を推進するには、動物愛護推進員を委嘱すべきではないか。	県は、動物の愛護及び管理に関する法律第38条第1項に基づく動物愛護推進員の委嘱を予定しています。
	何をするのか	2件	動物愛護推進員の活動内容を記してほしい。	動物愛護推進員の活動内容につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律第38条第2項の規定及び他自治体の状況調査の結果を踏まえ、定めることとしています。このため、原案のとおりとします。
	飼養困難事例への対応	2件	多頭飼育者や独居高齢者が飼養困難となった事例では、動物の居場所の確保が課題となっている。	飼養困難事例への対応に必要な体制整備について、他自治体の状況を調査の上、検討してまいります。
地域猫について	啓発と周知	15件	飼い主のいない猫の引取り数を減らすには、地域猫活動の普及を図る必要があるのではないかと。	県では、住民が主体となって取り組む地域猫活動を促進するため、ホームページ等を通じ、活動の目的や手法について県民への啓発や周知を実施するとともに、福島県動物愛護センターにおいて、モデル地域に対する技術的な支援に取り組むこととしています。
	支援の内容	10件	地域猫活動を支援するとしているが、その内容がわからない。	動物愛護センターにおいて、住民が主体となって実施する地域猫活動のモデル地域を選定し、技術的な支援を実施いたします。 県がモデル地域において支援を行う地域猫活動では、活動の自立を目指しており、住民による猫の生息調査・餌場やトイレの管理・活動の周知などを経

			上で、住民が保護した猫を動物愛護センターにおいて施術することとしています。
財政的な支援	14件	飼い主のいない猫の引取りを減らす取り組みとして、地域猫活動を促進しているが、不妊去勢手術等に要する費用の負担が重い。助成制度を設け、活動を支えて欲しい。	地域猫活動に係る財政的な支援について、他自治体の支援状況を調査の上、検討してまいります
餌やり	7件	「無責任な餌やり行為」との表記は、地域猫活動やTNR活動を妨げるのではないかと。	県が考える地域猫活動とは、地域住民が主体となって取り組む活動で、地域に生息する猫の調査に始まり、餌場やトイレの管理、猫の保護と不妊去勢手術の実施、活動の周知（地域内での情報共有）等が活動の継続に不可欠と考えております。 無責任な餌やり行為は、猫の繁殖を助け、個体数を増やします。その結果、地域の生活環境を悪化させ、猫や猫に関わる人への憎しみを生むとともに、所有者のいない猫の引取り依頼が減らない原因ともなっております。 ルールに従って餌やりを行うことなど活動について啓発を続けることで、地域猫活動の理解が進めば、活動に対する誤解や偏見が減り、普及に弾みがつくと考えております。
手術可能な動物診療施設	4件	県内には、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術を引き受けてくれる動物病院がとて少なく困っている。	動物愛護センターでは、譲渡対象犬猫の一部について不妊去勢手術を行っており、この経験を活かして、モデル地域における地域猫活動で保護された猫の不妊去勢手術を実施することとしています。 飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施する民間動物病院の拡充については、関係団体に御意見を伝えます。
連携	7件	地域猫活動の普及には、獣医師会などの関係団体のほか、活動実績のある動物愛護ボランティアとの連携が必要と考える。	地域猫活動に限らず、動物の愛護と適正飼養の促進には、関係団体や動物愛護ボランティアとの連携が欠かせないと考えております。 このため、他自治体の状況を調査検討の上、連携のあり方について検討してまいります。
助成を行っている市町村との連携	3件	不妊去勢手術費用の助成を行っている市町村とどのような連携をするのか。 これらの市町村とのみ連携するのか。	県では、中通りで助成を実施する市町村（中核市を除く）と地域猫活動のモデル地域選定について、連携を進めたいと考えております。 なお、助成制度の有無に関わらず、すべての市町村と動物の愛護及び適正な飼養管理の普及啓発について連携を行っております。
連携団体等の公表	1件	行政と連携して施策を進める動物愛護ボランティア団体等について、公表してほしい。	連携団体等の公表につきましては、他自治体の状況を調査の上、検討してまいります。

	物的支援	1件	地域猫活動を支援するため、マイクロチップやワクチンを配布してほしい。	動物へのマイクロチップ装着やワクチン接種は、動物の安全確保のため獣医師による実施が必要です。このため、配布の予定はありません。
	周知	2件	地域猫の耳カットの理由を明記して欲しい。	計画には明記しませんが、不妊去勢手術を受けた証である旨、周知してまいります。
	啓発	1件	野良猫を見つけた場合、どう対処すればいいのかわからないので、啓発してほしい。	保護すべきかどうかの判断や保護後の適切な飼養管理等について、ホームページ等で情報発信してまいります。
	活動のきっかけづくり	1件	地域猫活動は住民が主体となって取り組むものとされているが、猫の不妊去勢の先導も住民が行うのか。	動物愛護ボランティアが猫の不妊去勢手術を先行して行う地域猫活動も知られていますが、県がモデル地域において支援を行う地域猫活動では、持続可能な基盤づくりを目指しており、住民による猫の生息調査・餌場やトイレの管理・活動の周知などを経た上で、住民が保護した猫を動物愛護センターにおいて施術することとしています。
	表記の順	1件	8ページから9ページにかけて記載されている「動物愛護ボランティアとの連携」と「地域猫活動に取り組む住民との連携」の掲載順序を逆にしたい。	地域猫活動への支援を含む様々な施策において、動物愛護ボランティアとの連携が必要と考えておりますので、原案のとおりとします。
	猫の登録制度	1件	飼い主のいない猫について、市町村に登録する制度を設けて欲しい。	飼い主のいない猫の管理は、地域の課題解決のため住民が主体となって取り組むものです。飼い犬を介した狂犬病の人への感染を防ぐために狂犬病予防法で飼い主に義務付けされている飼い犬の登録制度とは性質が異なるため、導入は困難と考えます。
	市町村の助成制度	1件	地元自治体の助成制度を利用したいが、個人宅に居着いた猫も対象となるのか。団体だけでなく個人も対象として欲しい。	助成制度を利用するには、制度を運用する各自治体が定める条件に合致する必要があります。助成を行っている自治体に御相談願います。
	3ない運動	2件	猫の3ない運動（出さない、捨てない、増やさない）を広めて欲しい。	引き続き、3ない運動の標語を活用し、犬猫の適正飼養の普及啓発に努めます。
目標値について	殺処分数の数値目標	22件	殺処分数の目標は0にすべき。	国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、基本指針）」において、殺処分数を減らしていく方針が示されており、本県もこの方針に則して施策を進めます。 現時点で、殺処分数「0」を目標とすることは困難ですが、引き続き「0」に近づくよう努めてまいります。
	目標設定の基準	2件	目標設定にあたり、令和4年度の実績ではなく、令和3年度の実績を基準とするのはなぜか。	国の基本指針において、令和12年度の殺処分数について、平成30年度比50%減を目指すとされているところ、本県の計画が令和6年度に始まり令和15年度に終了することから、令和3年度の実績を基準として

				います。
	収容能力	1件	14ページに犬猫の殺処分を理由別に3つに分類する定義が記されているが、2つ目の理由にある「施設の収容能力の制限」は削除すべきと考える。収容能力、人員の増加により解決すべきではないか。	この分類は環境省が定めたものであり、本県の判断で削除できるものではありません。また、施設の改修や職員の確保に努めておりますが、収容能力には限りがあります。このため、原案のとおりとします。
	殺処分機	1件	殺処分機を廃止して欲しい。	県及び中核市の所掌事務には、狂犬病予防法に基づく動物の殺処分もあります。職員の安全を図りつつ動物を殺処分せざるを得ない場合があるため、引き続き殺処分機を維持してまいります。
動物取扱業について	生体販売の規制強化	6件	生体販売を禁止するなど規制を強化して欲しい。	生体販売の手法につきましては、様々な問題が指摘され、動物の愛護及び管理に関する法律が改正されるたびに規制が強化されてきました。しかしながら、生体販売は法令で禁止された行為ではありませんので、県としては、引き続き、動物の適切な取り扱いがなされるよう、監視指導を行ってまいります。
	ペットカーニバルの後援	4件	県教育委員会はペットカーニバルを後援すべきではない。また、後援理由が知りたい。	後援の可否については、各機関において判断されるものであって、動物愛護管理担当機関が関与するものではありません。なお、後援の理由については、福島県教育委員会にお問い合わせください。
	監視指導強化	4件	犬猫の繁殖販売等を行う事業者に対する監視指導を徹底して欲しい。	県では、動物取扱業者への監視指導を計画的に実施しており、引き続き、監視指導を実施してまいります。
啓発について	生徒学生への啓発	5件	教育機関と連携して、子供（小学生、中学生、高校生）を対象とする動物愛護の啓発を行って欲しい。	小学生が動物についての学びや動物とのふれあいを通じて、自分と身近な動物との関わりに関心を持つとともに、命の大切さや相手を思いやる気持ちを育むことを目的に、動物愛護ボランティアの協力を得ながら、小学校への獣医師派遣事業を行ってきたところです。いただいた御意見につきましては、事業見直しの参考とさせていただきます。
	適正な飼養管理	5件	福島県の殺処分の現状を県民に周知の上、犬猫の適正飼養について普及啓発を図る必要があるのではないか。	猫の飼い方講習会、飼い犬のしつけ方教室の場や、新しい飼い主への譲渡の際に、終生飼養・屋内飼育・不妊去勢の実施・所有明示などのほか、犬猫の殺処分の現状についてお知らせしているところです。また、県のホームページ、県政広報番組（ラジオ・テレビ）、市町村広報誌やフリーペーパーなどを通じて動物の愛護及び適正飼養に関する知識の普及啓発を図っているところです。今後も、効果的な周知の実施について、検討してまいります。

	犬のしつけ方教室	1件	犬のしつけ方教室の開催を増やして欲しい。	県内各地域で複数回実施しております。日程につきましては、動物愛護センター又は中核市保健所のホームページをご覧ください。また、直接お問い合わせください。
	遺棄防止	1件	引取り拒否により犬猫が遺棄されないように啓発する必要がある。	引取り拒否による遺棄が生じないよう、終生飼養の趣旨に照らし飼養継続が困難であると判断した場合や引き取るべき事がある場合には、犬猫を引き取っております。また、動物の遺棄は犯罪であり、法令に基づき処罰されることを啓発しています。
罰則について	遺棄	1件	愛護動物を遺棄した者を厳重に処罰してほしい。	愛護動物の遺棄に関する刑罰の判断は司法が行うこととなりますので、事案に応じ警察に情報提供するとともに、求めに応じ捜査に協力しております。
	虐待	1件	愛護動物を虐待した者に対する罰則を設けてほしい。	本計画は、罰則を定めるものではありません。なお、愛護動物の虐待に関する刑罰につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律第44条第2項において定められております。
譲渡について	周知	3件	犬猫の譲渡事業について、市町村が管理する施設に情報を掲示するなど、周知を進めてほしい。	犬猫の譲渡事業の周知について、市町村等の連携も含め、効果的な周知に努めてまいります。
	攻撃性のある犬	3件	野犬や攻撃性のある犬についても、ドックトレーナーとの連携により馴致を行い、譲渡を進めてほしい。	動物愛護センターにおいて、馴致訓練を実施しており、譲渡後の事故を未然に防止するため適性については慎重に判断する必要があります。引き続き、動物愛護センターで馴致訓練を実施し、譲渡を推進してまいります。
	譲渡対象動物の報発信	4件	県や中核市の譲渡対象動物に関する情報をひとまとめに見ることができるホームページを設けてほしい。	県と中核市でホームページの運用体制が異なり一つにまとめることは困難なため、動物愛護センターの譲渡に関するページ内にリンクを設け、中核市保健所の譲渡対象犬猫を紹介するページにジャンプできるようにしております。引き続き、譲渡対象犬猫の情報発信に努めてまいります。
	譲渡できなかった犬猫の殺処分の理由	1件	犬猫を収容する施設の飼養管理能力を上回ることを理由に、犬猫の殺処分を行うのはおかしい。	現実問題として、施設・人員には限りがあり、無制限に動物の飼養を続けられれば、飼育崩壊や虐待となってしまうことは明らかです。行政は、狂犬病予防法や犬による危害の防止条例に基づき犬の捕獲抑留に加え、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき引取りを拒否できる相当な事由が無い限り犬猫を引き取らなければならない義務と収容した犬猫を適切に飼養管理しなければならない義務があり、能力を超えて犬猫を収容することは困難

			なため、御理解願います。
学校等への譲渡	1件	飼い主への返還や新しい飼い主への譲渡ができなかった犬猫を学校等に譲渡し、情操教育に役立ててもらってはどうか。	御趣旨は理解できますが、動物の飼養管理には相当の手間と費用が必要なうえ、児童等の安全にも配慮しなければなりません。教育現場に新たな負担を求めることとなります。なお、御意見は、教育委員会と共有します。
出張譲渡会	2件	動物愛護センター以外の場所で犬猫の譲渡会を行ってはどうか。	動物愛護センターでは、感染症対策や新しい飼い主への譲渡を適切に進めるため、現在は、譲渡会を開催しておりません。また、別地での開催についても、前述の理由に加え、輸送に伴い犬猫にストレスが生じることから、実施の予定はありません。
ふれあいの機会	1件	動物愛護センターで、県民が犬や猫とふれあえる機会を設けてほしい。	ふれあいに供する猫や来庁者の感染症や事故のリスクを管理する必要があり、現時点では、実施する予定はありません。
ボランティアに対する監視指導	1件	第三者等への譲渡を目的に行政から犬猫を譲り受ける動物愛護ボランティアについては、その一部で不適切な飼養管理の実態が明らかになっており、監視指導を徹底する必要があるのではないか。	犬猫の殺処分数を削減するため、自治体から犬猫を引き出し、第三者への譲渡や終生飼養に取り組まれている動物愛護ボランティアがいらっしゃいます。そのなかには、飼育崩壊による動物虐待等の深刻な事態に陥る方がいらっしゃるのも事実です。飼育崩壊の未然防止や不適切な飼養管理の改善には、現地調査等が必要と考えております。
犬猫の譲渡判定基準の見直し	1件	他自治体に比べ、福島県の譲渡不適犬猫の殺処分数が非常に多い。判定基準を見直せないか。	判定基準は、一般住民の方への譲渡を前提としたものであり、見直しの予定はありません。なお、譲渡不適と判断した犬猫であっても、譲り受けを希望する方に十分な飼育管理の御経験があり、飼育環境が整っていれば、当該犬猫の譲渡を行っております。
譲渡適否の判断	1件	14ページ、「犬及び猫の殺処分の削減」の項において、環境省が示す3つの類型の①に「譲渡不適」とあるが、何を基準に誰が判断しているのか。	県では、「犬及び猫の譲渡実施要領」において判定基準を定め、獣医師を含む2名以上の動物愛護センター職員による判定と管理職員の決裁を経て、譲渡に適する、適さないの判断を行っております。
シェルターの設置	1件	各市町村に犬猫を収容するシェルターを設けてほしい、	ご存じのとおり動物の飼養管理には、施設の整備と維持管理及び飼育管理従事者の確保が必要です。実現は困難なため、御意見として賜ります。
譲渡会の助成	1件	動物愛護ボランティアが開催する譲渡会について、助成してほしい。	現時点で補助を行う予定はありませんが、御意見として賜り、参考とさせていただきます。
募集期間	1件	新しい飼い主の募集を一定期間行ってほしい。	県では、譲渡に適すると判断した犬猫について、3ヶ月間、新しい飼い主を募集しております。
譲渡不適犬猫の譲渡	1件	譲渡不適となった犬猫についても、譲り受けを希望する人に譲渡してほしい。	県では、譲渡不適と判断した犬猫であっても、譲り受けを希望する方に十分な飼育管理の御経験があり、飼育環境が整って

				いれば、当該犬猫の譲渡を行っております。
	一時預かりボランティアとの連携	1件	犬猫の一時預かりボランティア制度を設けてほしい。	犬猫の引取り数や殺処分数の削減に必要な取り組みの1つと考えており、他自治体の状況を調査の上、検討してまいります。
	譲渡後の不妊去勢の確認	1件	行政が譲渡した犬猫について、不妊去勢の実施状況確認を徹底してほしい。	県では、譲渡の条件として、犬猫を譲り受けた者に、不妊去勢手術を行った動物病院の領収書を添えた報告書の提出を求めています。これにより確認しています。
	市町村との連携	1件	市町村が管理する施設で譲渡会を実施して欲しい。	動物愛護センターでは、感染症対策や新しい飼い主への譲渡を適切に進めるため、現在は、譲渡会を開催しておりません。加えて、出張譲渡会は、犬猫に輸送ストレスがかかることもあって、開催の予定はありません。
不妊去勢について	助成	5件	不妊去勢手術費用の助成を受けたい。	地域猫活動のモデル地域については、福島県動物愛護センターにおいて、不妊去勢手術の技術的支援を行います。 県におきましては、現在のところ、不妊去勢手術費用の助成を行っておりませんので、市町村又は民間団体の助成制度を御利用ください。
	動物診療施設	3件	不妊去勢手術を無料で実施する動物病院を設けたり、廉価で実施する動物病院を増やして欲しい。	犬猫の不妊去勢が進まない理由の1つに手術費用の負担があると認識しておりますが、民間事業者の料金や事業計画には介入できませんので、御意見として賜ります。
	他の方法による繁殖制限	1件	繁殖制限措置として示されている方法のうち、不妊去勢以外の方法は、動物にとってストレスになるのではないか。	一般家庭で雌雄の分別飼育を行うことについては、管理が難しく、繁殖やストレス発生に繋がることから、不妊去勢の実施について、引き続き、指導してまいります。
	不妊去勢の徹底	1件	引取り相談を減らすには、飼い犬飼猫の不妊去勢の徹底が必要と考える。	不妊去勢の実施が確実な繁殖制限措置であることを、引き続き、指導してまいります。
		1件	猫の不妊去勢に県全体で取り組むべき。	飼い猫、所有者の判明しない猫の不妊去勢の必要性について、県民への周知をさらに図ってまいります。
		1件	猫の不妊去勢を義務化して欲しい。	本計画は、義務を定めるものではありませんので、御意見として賜ります。
多頭飼育崩壊等について	マニュアルの作成	4件	多頭飼育崩壊に対応するためマニュアルを作成してはどうか。	環境省が示すガイドラインをもとに、対応を進めてまいります。
	体制整備	5件	飼育困難や飼育崩壊に至った事案に対応できる体制を整備してほしい。	関係機関等との連携により、早期発見・未然防止に努めてまいります。 事案を採知された場合は、犬猫の所在地を管轄する福島県動物愛護センター（会津支所、相双支所を含む。）又は中核市保健所に御連絡ください。 なお、動物の愛護及び管理に

				関する法律には、動物の所有権移転について定めがないため、県や中核市は、飼い主や相続人の同意なく動物を引き取ることはできません。
	啓発	1件	高齢者に対し、猫との付き合い方について講習してほしい。	猫の飼い方講習会等の開催により、啓発の機会を設けてまいります。
	飼い主等への配慮	2件	不適切な飼育や多頭飼育崩壊といった事案に対応するため、福祉関係機関との連携を進めるとあるが、特定の人物が攻撃対象とならないよう配慮が必要と考える。	差別につながらないように配慮しつつ、関係機関等との連携により、不適切な飼育の早期発見・飼育崩壊の未然防止に努めてまいります。
災害対策について	避難所整備	1件	ペット同伴避難が可能な指定避難所を増やして欲しい。	指定避難所の設置主体である市町村に対し、ペット受入可能な避難所の環境づくりについて支援を行い、設置を促してまいります。
狂犬病予防について	指導強化	1件	狂犬病予防法で定められた義務を果たさない飼い主に対し、厳しく指導してほしい。	狂犬病予防法に基づき、犬の所有者又は管理者に対し、引き続き必要な指導を行ってまいります。
動物愛護管理担当職員について	増員	4件	動物愛護担当職員を増員して、課題解決に取り組んでほしい。	引き続き、職員の確保に努めてまいります。
あづま総合運動公園の猫について	遺棄	3件	福島市内に所在するあづま総合運動公園に猫がよく捨てられているので、何とかしてほしい。	御意見につきましては、施設の所在地を管轄する福島市保健所及び施設を所管する関係機関に情報提供いたします。
読みやすさについて	体裁	2件	行間を空ける等の工夫により、読みやすくしてほしい。	御意見を踏まえ、行間を空ける、見出しを太字にするなど、体裁を整えました。
用語について	意味	3件	別表1で使われている単語の意味が分からない。 愛玩動物と伴侶動物（コンパニオンアニマル）の違いは何か。	別表1の脚注に、用語の説明を記しました。 愛玩動物は、ペットとして飼われている動物のことを示しています。伴侶動物（コンパニオンアニマル）は、飼い主との心の繋がりがより深い関係にある愛玩動物として用いています。
その他	改定や見直しの頻度	2件	計画の改定頻度を5年ごととする。また、1年ごとに計画を見直すこと。	国の基本指針において、計画期間を10年間とすること、策定の5年度を目安に見直すことと定められているため、原案のとおりとします。 また、計画の達成状況を毎年度点検し、施策に反映させていくこととしています。
	支援や連携の具体	6件	連携や支援の具体について、明記してほしい。	「連携」や「支援」の具体につきましては、他自治体の状況を調査の上、検討してまいります。
	センターのイメージ改革	2件	動物愛護センターのイメージが殺処分場から譲渡場に変更されるよう情報発信してほしい。また、動物愛護センターを一般に開放してほしい。	動物愛護センターのイメージにつきましては、センターにおいて犬猫の譲渡に積極的に取り組んでいること、飼い主による終生飼養の徹底や地域住民が飼い主の判明しない猫との関わり方を工夫することで犬猫の引取り数が減り、殺処分数の削減に繋がることを引き続き県民に発信してまいります。 なお、動物愛護センターの一般開放につきましては、感染対

			策や安全管理を図る必要があるため、御意見として賜ります。
方向性の変化	2件	施策の方向性に変化が感じられない。	これまでの計画と同様に、犬猫の引取り数及び殺処分数の削減を目指しております。
中核市案件への対応	1件	県は、中核市の案件についても相談を受けてほしい。	自治体ごとに所管する区域が異なりますので、中核市内の事案につきましては、中核市保健所に御相談ください。 なお、県に御連絡いただいた場合は、担当する中核市保健所に情報提供しております。
捨て猫の表記	1件	6ページで用いられている「捨て猫」は使用しないでほしい。	一般的に広く用いられていることから、原案のとおりとします。
わかりやすい表記	2件	犬猫の引取り数等の内訳を表やグラフなどを用いて、わかりやすく表してほしい。	別表1「動物愛護管理業務実績」において、表形式で記載しております。
福島県動物愛護基金	2件	福島県動物愛護基金とは何ですか。	福島県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に賛同された方から寄せられた寄付金を原資とする基金です。自治体の予算（一般会計）は単年度主義で、いただいた寄付金を翌年度に繰り越すことができません。このため、一般会計の寄付金を基金に移し、年度に縛られず独自財源として活用できるよう設けたものです。 県が実施する動物の適正飼養普及に関する事業や、動物愛護センターの施設整備事業の財源に充てるため、毎年度、基金から一般会計に繰り入れ事業を実施しております。
中核市との連携	1件	中核市との連携をどのように考えているのか。	動物取扱事業者に対する監視指導のほか、犬猫の引取り数や殺処分数を削減する取り組みに関する連携を考えております。
動物愛護推進協議会	1件	動物愛護推進協議会の構成員が有識者に偏らないよう配慮してほしい。また、何について協議を行うのか。	動物愛護推進協議会のメンバー構成や協議内容につきましては、他自治体の状況を調査の上、定めてまいります。
猫の室内飼養尾義務化	1件	4ページ、「飼い主の責務」の項に、猫の完全室内飼養を追加してほしい。	猫の屋内飼養につきましては、法令で飼い主に義務付けられておりませんので、原案のとおりとします。
中核市とその他の市町村の違い	1件	5ページ、「市町村（中核市を除く。）の役割」の項で、中核市が除かれている理由は何か。	中核市については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務を県と同様に担っているため、一般の市町村とは別に、県と併せた項に役割を表記しています。
表記の重複	1件	13ページ、「なお、引取りの可否については～」の文章が重複している。	御指摘のとおり重複しておりましたので、修正いたしました。
制度の周知	1件	犬猫の飼い主探し支援制度について周知してほしい。	犬猫の飼い主探し支援事業は、犬猫を譲りたい方と譲り受けたい方をつなぐ仲介役を行政が果たすものであり、犬猫の引取り数削減につながることから、周知を進めてまいります。
文言の	1件	4ページ、「動物に対して必ずし	御意見のとおりですが、これ

意味		も好意を持たない人もいます」について、好き嫌い関係なく、不幸な猫が増えて困るのは皆同じではないか。	は動物に対する感情の持ち方について表記したものであり、文意を踏まえ、原案のとおりとします。
ロードキル対策	1件	犬猫が交通事故で死ぬことがないように対策を進めてほしい。	犬の係留や猫の屋内飼養について、引き続き飼い主や県民に周知を図ってまいります。
殺処分反対	1件	犬猫の殺処分に反対する。	収容した犬猫について、所有者への返還や新しい飼い主への譲渡に取り組んでいます。すべてについて生存の機会を与えることはできないのが現実です。 犬猫を苦痛から解放する場合や施設の収容能力を超えないようにする場合などに殺処分（安楽死）が必要となることを御理解ください。
マイクロチップの補助	1件	マイクロチップの情報登録料を補助してほしい。	犬猫のマイクロチップに関する所有者情報の登録やその変更登録は、法令により所有者に義務付けられていることから、情報登録料の補助は実施しません。
指導強化	1件	不適正な飼養を行う者に対する指導を強化してほしい。	引き続き、動物の不適正な飼養に関する情報の探知に努めるとともに、飼い主等に対する指導を行ってまいります。
文言の追加	1件	第3章「動物愛護管理の施策を推進するための基本方針」の「基本理念」の項、及び第4章「計画に関わる様々な立場の者の役割と責務」において、「地域住民」について表記してほしい。	「県民」に含まれますので、原案のとおりとします。